

令和 2 年 8 月 25 日 作成

令和 2 年 9 月 15 日第 1 回更新

(大幅に加筆修正)

令和 2 年 9 月 21 日第 2 回更新

(規約の注釈①と競技方法②を修正)

令和 2 年 11 月 23 日第 3 回更新

(競技方法①③⑤⑥、その他の注意事項③、審判方法①③を修正)

令和 2 年 12 月 2 日第 4 回更新

(規約の注釈①、競技方法④⑩⑪、その他の注意事項⑪を修正)

全日本学生弓道連盟

2020 年度地区推薦大学弓道大会

リモート競技・審判細則

始めに

2020 年 12 月に全国各地で行われる地区推薦大学弓道大会は、全日本学生弓道連盟規約
の他、この競技・審判細則に則り行う。

目次

- p 2 大会関連規約
- p 4 競技方法
- p 5 会場利用の注意事項
- p 6 その他の注意事項
- p 7 審判方法

<大会関連規約>

団体予選に関わる規定を抜粋する。一部注釈を加える。

第九章 審判規定

第三十八条 審判規定は次の規定に従う。

- 一、競技には審判員を置く。
- 一、審判は、審判長及び審判員若干名を以って構成し、同時に審判にあたる。
- 一、審判長は本連盟執行委員長をもってする。
- 一、審判は、本連盟競技規定に基づき之に従う。
- 一、審判員の裁定には、必ず服さねばならない。
- 一、次の各項に該当する者は失格とする。
 - イ、審判員の裁定に服さない者
 - ロ、正当なる理由無くして、指定の時刻に出場しない者
 - ハ、競技及びその進行、会場の整理等に妨害、支障をきたした者
- 二、其の他競技規則に反した者

第三十九条 的中規定は次の規定に従う。

- 一、左の諸項に該当する矢は中りとする。
 - イ、的輪内にて的枠内に入りたる場合。但し、矢折れ、筈の飛びたる、又は矢の一部が、
 垛内に接触している場合も中りとする。
 - ロ、矢、的を射抜きて垛に深く入り、的面に見えざる場合。
 - ハ、的枠の合せに中りたる場合。
 - 二、矢筈（的輪の内外いずれに在るを問わず）を射て中りたる場合。
 - ホ、矢、中り、的転落し、矢的につきいたる場合。
 - ヘ、内側より外に射抜きたる場合（但し、的枠が破れ、的枠を損したる時は、外れとする）
- 二、左の事項に該当する矢は外れとする。
 - イ、候串に中りたる場合。
 - ロ、矢掃き中りたる場合。
 - ハ、中り矢が的又は枠に当り、飛び返りたる場合。
 - 二、矢、中り、的転落し、矢、的より離れたる場合。
 - ホ、的枠の外より射抜きたる場合。
 - ヘ、矢の筈を射て外れたる場合。

第四十条 第三十九条の規定に当たらない場合は、審判の判断により之を決する。

第十章 競技規定

第一節 総則

第四十一条 本連盟の主催する全ての競技は、日本弓を以って之を行う。

- 第四十二条
- ①本連盟主催の全ての競技に於ける出場資格は、本連盟正加盟校に限る。但し、全国大学弓道選抜大会を除く。
 - ②本連盟事務局の部員未登録者は、本連盟主催並びに各地区学生弓道連盟主催の全ての競技に於ける出場資格を有しない。
 - ③選手のひとつの大学での出場資格は、当該大学通常在籍期間中とする。留年により通常在籍期間を超える者の出場資格は之を認めない。但し、休学はその限りではない。
 - ④選手の出場資格は、複数校をまたいで本連盟に加盟する場合、合計加盟期間が、現在所属している大学の通常在籍期間又は四年間のどちらか大きい年数を超えない範囲で之を認める。

第四十三条	引き直しは打ち起こしを開始した後は之を認めない。
第四十四条	①本連盟主催の近的競技に於いては、原則として梓の深さ九センチ以上の直径三十六センチの星的を使用する。但し、星は直径十二センチとする。 ②近的競技の遠近競射の際は直径三十六センチの線的を使用する。
第四十五条	①三十六センチの的の位置は、地上約九センチにして候串を使用する。 ②近的競技において三十六センチの的以外の的を使用する場合、その的の中心を三十六センチの的の中心に揃えてかける。
第四十六条	近的競技においては射位よりの面迄の距離は二十八メートルとする。
第四十七条	¹ 団体試合の際、的中数同数の場合は、各射手一手を以って競射する。尚、一手にて勝敗が決定しない場合は各射手一本を以って競射し、勝敗の決する迄続行する。又、先攻、後攻は一手競射前に矢振りにより決定し、以後一回毎に交代する。
第四十八条	競射中の矢返しは原則として認めない。
第四十九条	①競技の運営に関する異議の申し立ては、各校責任者のみが大会運営委員に対して行うことができる。 ②大会運営委員は、大会委員長及び副委員長を以って構成し、異議申し立てに対し、適宜処理することができる。又、大会運営委員は、異議申し立て及びその処置に就き事後中央委員会で報告する義務を負う。
第五十条	①本連盟の主催する大会に於ける競技方法の細則は、競技方法を補完する。 ² ②射手が打ち起こしてから離れを行うまで、介添え・監督等のその射手に対する一切の指導及び発声を禁ずる。ただし、射手が障害を有する等の理由で安全性を著しく欠くおそれがある場合のみ、本連盟の許容する範囲で之を認める。 ③射手が射位にある時、介添え・監督は以下の行為をしてはならない。 イ、射手の体に触れる指導を行うこと。 ロ、射位より前に出ること。 ハ、射手が審判の死角となる位置へ出ること。 ④以上の行為を故意に行った場合は、該当選手の引いた矢を無効とする。
第五十条の二	本連盟の主催する大会における天候不順等による中止等は、本連盟執行委員長が之を決定する。
第四節 全日本学生弓道王座決定戦（抜粋）	
第七十三条	³ 試合は、各校八名（外補欠四名）一、二、三回戦各自十二射計九十六射、決勝各二十射計百六十射を原則とする。
第六節 全日本学生弓道女子王座決定戦（抜粋）	
第七十九条	⁴ 試合は、各校三名（外補欠二名）一、二、三回戦各自十二射計三十六射、決勝各自二十射計六十射を原則とする。

¹ 大会における一立の人数と射数は 47 条、73 条、79 条に依る。

なお、本大会女子の部決勝ではトーナメント番号の小さい方を先攻、番号の大きい方を後攻とする。同中競射の場合も 47 条の規定に依らず、先攻後攻は入れ替えない。

² 介添えによる指導は、50 条②に違反しない限りで認める。但し、p6 の注意事項を遵守すること。

³ 同上

⁴ 同上

<競技方法>

①36 cm星的 射距離 28m 団体戦

(男子) 8人順立 1人4射 立時間制限なし

(女子) 3人順立 1人4射 立時間制限なし

②会場は参加校の所属する大学道場又は利用可能な近隣の道場とする。審判員が立ち会うことができ、利用時間の制限がないなど当日の進行に支障がない会場が望ましい。

③立順登録は 所定の Google form を用いて行う。すべての試合において開始予定時刻の 20 分までに行うこと。ただし、連戦の場合はその限りではない。

④選手交代は 5 射目より認める。立順登録と同様の Google form を用いて登録する。交代した後の立が入場するまでに、審判員は Google form に登録を済ませた旨を確認する。

⑤的中数同数の場合、各射手一手を以って競射する。尚、一手にて勝敗が決定しない場合は各射手一本を以って競射し、勝敗の決する迄続行する。

⑥一手へ移る際にも選手交代を認める。一本へ移るときにもそれぞれ交代を認める。なお、立順移動・一度交代した選手の再出場は認めない。ただし、各試合は独立した別個の試合とみなすため、試合を跨いだ再度の出場は可能。

⑦追い越し発射は、その矢を無効として失中とする。「追い越し発射」とは、団体戦においては、自分のチームの前の選手より先に射離すことを意味する(大前の場合は二射目以後落より先に射離すこと)。

⑧全ての競技には審判員が立ち合い、異議申し立ては審判員に対して行う。審判員は学生弓道連盟役員及び役員の所属する大学の部員が務める。

⑨射場進行については、審判員の「本座にお進みください」で本座に進み、「射位にお入り下さい」の声とともに射位へ進む。そして、「行射を開始して下さい」の声とともに行射を開始する。

⑩準決勝までの試合進行については、以下のように進行する。なお、男子の部は 2 試合を同時に行う。

A 大学対 B 大学、C 大学対 D 大学の試合があるとき

【男子】A/B 大学一の立が同時進行→二の立が同時進行→以下同様

【女子】A/B 大学同時進行→C/D 大学同時進行→A/B 大学同時進行→以下同様

⑪決勝の試合進行については、以下のように進行する。女子の部決勝に関しては先攻後攻に分け、2校が交互に進行するものとする。その際、トーナメント番号の小さい方を先攻、番号の大きい方を後攻とする。同中競射の場合も先攻後攻は入れ替えない。

【男子】A/B 大学一の立が同時進行→二の立が同時進行→以下同様

【女子】A 大学→B 大学→A 大学→B 大学→以下同様

<会場利用の注意事項>

①的は綺麗なものを使用すること。ビニールの的紙は、的中判断が難しいのでなるべく紙の的紙を使用することが望ましい。

②当日は、審判員から射場、的場、使用的などに異常がないか点検を受ける。審判員は以下のような点を確認する。

- ・射場と的場に異常がないか
- ・的の高さは適切か
- ・的（的紙、的枠、候串等）に不正がないか

③競技中及び競技の合間における的の交換は審判員の判断に依る。

④当日に会場に入ることができる者は、団体の選手・補欠のほか介添え・監督・応援を含む。ただし、会場となる道場及び審判員から別途指示がある場合はそれに従う。

<その他の注意事項>

- ① 予定された競技開始時間までに会場にて審判員から選手の確認を受ける。競技開始時刻に遅れた大学の出場は原則として認められない。
- ② 競技中の応援は、入退場・皆中の拍手のみ認める。入場時の射手の声だしを含め、発声による応援の一切を認めない。
- ③ 介添えが射手に指導を行う際には以下の点に注意すること。
 - ・ マスクを着用する。
 - ・ 射手と一定の距離を保つ。(概ね 2 m 以上)
 - ・ zoom を利用する場合は、なるべくカメラの死角に入らないようにする。
- ④ 当日の会場での付け矢はその大学の初戦の開始予定時刻の 30 分前以降は認めない。
- ⑤ 巻藁の利用は常時認める。
- ⑥ 射場審判及び的前審判は赤旗を使用する。選手・介添は旗に注意すること。行射中が傾いた時など、射場審判が必要と判断した場合には赤旗を上げ、行射を止めることがある。
- ⑦ 円陣（選手が過度に密集して大きな声を出す行為）は認めない。
- ⑧ 参加校での通信機器の用意は不要。
- ⑨ 選手の招集、入場の誘導及び的中記録の管理は審判員が行う。その他の仕事は参加校の部員で行う。
- ⑩ 審判員が道場に立ち入ることのできない場合については別途大会本部より指示する。
- ⑪ 行射は「会打起し」の間合いで行うこと。

<審判方法>

当日、審判員の仕事の概要は以下の通り。なお、審判員には別途「関係者必携」(運営マニュアル)を配布する。

①審判の選任

：競技における審判は会場ごとの審判員3名(地区学生弓道連盟役員ほか)及び審判長(全日本学生弓道連盟執行委員長)が行う。審判員は通信できる機器を2～3台持参する。

大会当日、審判員はZOOM、LINE、google スプレッドシート等のアプリを利用して、競技を行う会場と大会本部とで情報を共有する。

②競技開始前

：審判員は予定された競技時間までには選手の確認を行う。当日は競技開始までに以下の点を中心に会場を点検する。

- ・射場と的場に異常がないか
- ・的(的紙、的枠、候串等)の不正がないか
- ・的の高さは適切か

③競技中

：入場、競技開始の合図だし、計時及び的中記録の確認、管理を行う。

不明矢など判断しがたい事象が発生したとき、審判員は大会本部に報告しまたは指示を仰ぐ。的中記録は1立ごとに審判員から大会本部、対戦相手校審判員、対戦相手校に伝えられる。